

「ステーキの提供システム」の発明該当性を認めた特許取消決定取消請求事件

—ステーキ提供システム事件—

知財高判平成30年10月17日 平成29年(行ケ)第10232号

弁護士・弁理士・NY州弁護士 KIT等客員教授 紋谷 崇俊

◆事案の概要

本件は、発明の名称を「ステーキの提供システム」とする特許(特許5946491号。以下、本件特許)の特許権者Xが、特許異議申立て(異議2016-701090号)に基づいて本件特許を取り消した決定(以下、異議決定)の取り消しを求めた事案であり、争点は発明該当性(特許法29条1項柱書)である。

1. 本件発明

本件特許の特許請求の範囲の請求項1は、以下のとおりである(以下、本件特許発明1。下線は異議申立ての審理過程において訂正請求により訂正された箇所)。

「A お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、

B 上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、

C 上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、

D 上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、

E 上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力することと、

F 上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを特徴とする、

G ステーキの提供システム」

2. 異議決定の理由

特許庁は、以下の理由で発明該当性を否定した。

ア「本件特許発明1は……『お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供する』ことを『課題』とし、『お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法』を『課題を解決するための技術的手段の構成』として採用することにより、お客様が要望する量のステーキを、ブロックからカットして提供するものであるため、お客様は、自分の好みの量のステーキを、任意に思う存分食べられるものとなり、また、お客様は、立食形式で提供されたステーキを食するものであるため、少ない面積で客席を増やすことができ、またお客様の回転、即ち客席回転率も高いものとなって、『お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供することができる』という『技術手段の構成から導かれる効果』を奏するものである。そうすると、当該課題及び当該効果を踏まえ、本件特許発明1の全体を考察すると、本件特許発明1の技術的意義は、お客様を立食形式のテーブルに案内し、お客様が要望する量のステーキを提供するというステーキの提供方法を採用することにより、お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供するという飲食店における店舗運営方法、つまり経済活動それ自体に向けられたものといえることができる」

イ「本件特許発明1は……『札』、『計量機』、『印し』及び『シール』という物を、その構成とするものである。……これらの物は、それぞれの物が持っている本来の機能の一つの利用態様が示されているのみであって、これらの物を単に道具として用いることが特定されるに過ぎないから、本件特許発明1の技術的意義は、『札』、『計量機』、『印し』及び『シール』という物自体に向けられたものという

ことは相当でない]

ウ「本件特許発明1は、『ステーキの提供システム』という『システム』を、その構成とするものである。しかしながら、本件特許発明1における『ステーキの提供システム』は、本件特許発明1の技術的意義が、前記のとおり、経済活動それ自体に向けられたものであることに鑑みれば、社会的な『仕組み』（社会システム）を特定しているものに過ぎない]

エ「してみると、本件特許発明1の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等に基づいて検討した本件特許発明1の技術的意義に照らすと、本件特許発明1は、その本質が、経済活動それ自体に向けられたものであり、全体として『自然法則を利用した技術思想の創作』に該当しない]

3. 取消事由

上記に対しXの主張した取消事由1は以下のとおりである。

「本件特許発明1の技術的意義は、単なる『飲食店における店舗運営方法、つまり経済活動それ自体に向けられたもの』ではなく、本件特許発明1の構成要件B～Fの構成、特に構成要件E、Fの構成によって生じる『札』から『計量機』へ、『計量機』から『印し』又は『シール』へと有機的に伝達された情報（テーブル番号情報と、お客様が要望する肉の量という情報等とが組み合わせられた複合情報）を店舗スタッフが認識し、それによって、お客様にオーダーカットステーキを提供する際の提供ミス（他のお客様のものとの混同）を抑制することができる。そして、そのことから、『スタッフへの負担が軽減でき、少ない人数での接客作業を実現できる』（本件明細書【0016】）ために、『お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供することができる』（本件明細書【0003】、【0005】等）、という作用効果を奏する]

「本件特許発明1の技術的意義は、経済活動それ自体に向けられたものではなく（ましてや単なる人の精神活動や人為的な取決めそれ自体に向けられたものでもなく）、前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として考察した結果、『札』、『計量機』、『印し』又は『シール』という『物』自体に向けられており、『自然法則を利用した技術的思想の創作』に該当する。決定には、本件特許発明1の『発明』該当性の判断に誤りがある]

◆判旨—請求認容—

1. 本件特許発明1の技術的意義

ア「本件特許発明1のステーキの提供システムは、構成要件Aで規定されるステーキの提供方法（以下、『本件ステーキ提供方法』という。）を実施する構成……及び構成要件B～Fに規定された『札』、『計量機』及び『シール（印し）』（以下、『本件計量機等』という。）を備える構成……を、その課題を解決するための技術的手段とするものである]

イ「本件特許発明1は、お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供することを目的（課題）とする。そして、本件ステーキ提供方法の実施に係る構成……により、お客様が好みの量のステーキを食べることができるとともに、少ない面積で客席を増やし、客席回転率を高めることができることから、ステーキを安価に提供することができる。また、本件計量機等に係る構成……により、お客様の要望に応じてカットした肉が他のお客様の肉と混同することを防止することができる]

ウ「本件ステーキ提供方法は、ステーキ店において注文を受けて配膳をするまでに人が実施する手順を特定したものであると認められる。よって、[そ]の実施に係る構成……は、『ステーキの提供システム』として実質的な技術的手段を提供するものであるということとはできない]

エ「一方、本件計量機等は、『札』、『計量機』及び『シール（印し）』といった特定の物品又は機器（装置）であり、『札』に『お客様を案内したテーブル番号が記載され』、『計量機』が、『上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量』し、『計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力』し、この『シール』を『お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものとの区別する印し』として用いることにより、お客様の要望に応じてカットした肉が他のお客様の肉と混同することを防止することができるという効果を奏するものである。

そして、札によりテーブル番号の情報を正確に持ち運ぶことができるから、計量機においてテーブル番号の情報がお客様の注文した肉の量の情報と組み合わせられる際に、他のテーブル番号（他のお客様）と混同が生じることが抑制されるということができ、『札』にテーブル番号を記載して、テーブル番号の情報を結合することには、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。また、肉の量はお客様ごとに異なるのであるか

ら、『計量機』がテーブル番号と肉の量とを組み合わせる出力することには、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。さらに、『シール』は、本件明細書に『オーダー票に貼着』（【0012】）、『カットした肉Aに付す』（【0013】）と記載されているとおり、お客様の肉やオーダー票に固定することにより、他のお客様のための印しと混じることを防止することができるから、シールを他のお客様の肉との混同防止のための印しとすることには、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。このように、『札』、『計量機』及び『シール（印し）』は、本件明細書の記載及び当業者の技術常識を考慮すると、いずれも、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義を有すると認められる。

他方、他のお客様の肉との混同を防止するという効果は、お客様に好みの量のステーキを提供することを目的（課題）として……本件ステーキ提供方法を実施する構成……を採用したことから、カットした肉とその肉の量を要望したお客様とを1対1に対応付ける必要が生じたことによって不可避免的に生じる要請を満たしたものであり、このことは、外食産業の当業者にとって、本件明細書に明示的に記載されていなくても自明なものといえることができる。このように、他のお客様の肉との混同を防止するという効果は、本件特許発明1の課題解決に直接寄与するものであると認められる」

オ「以上によると、本件特許発明1は、ステーキ店において注文を受けて配膳をするまでの人の手順（本件ステーキ提供方法）を要素として含むものの、これにとどまるものではなく、札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（装置）からなる本件計量機等に係る構成を採用し、他のお客様の肉との混同が生じることを防止することにより、本件ステーキ提供方法を実施する際に不可避免的に生じる要請を満たして、『お客様に好みの量のステーキを安価に提供する』という本件特許発明1の課題を解決するものであると理解することができる」

2. 本件特許発明1の発明該当性

「本件特許発明1の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らすと、本件特許発明1は、札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（本件計量機

等）を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として『自然法則を利用した技術的思想の創作』に該当するといえることができる」

◆評釈—判旨—一部疑問—

1. 本判決の意義

本判決は、ビジネスに係る発明について異議決定を覆して発明該当性を認めた。発明該当性は近時米国等でも注目されている争点であるが、本判決は異議決定と同じ規範を用いながら異なる帰結を導いており、興味深い事案である。

2. 本判決の規範

本判決は、発明該当性の判断に際して「本件特許発明1の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らすと……全体として『自然法則を利用した技術的思想の創作』に該当する」と判示した（以下、本規範）。

本規範は、近時の裁判例や特許審査実務にも適合する^{*1}。この点「発明」とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」（特許法2条1項）。そして「自然法則を利用した」とは、自然現象の背後にある因果律の利用を意味し、精神活動や人為的取り決め等の除外を意味する^{*2}。また「技術」とは、課題解決手段で、技術的効果を生じるものであって、実施可能性と反復可能性を有するものと解されており^{*3}、「自然法則の利用」により、自然法則に従って技術的効果ないし課題解決が実現されることになる^{*4}。

ただし近時産業構造の高度化に伴って技術思想も多様化し「全体として」発明該当性判断を行う必要が生じている^{*5}。

例えばソフトウェア関連発明は、人為的な取り決めであるアルゴリズムを含むが、実際上の必要性から「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現」されることに鑑み、全体としてみて広く発明該当性が認められてきた。また、ビジネスを行う方法それ自体は「自然法則の利用」が認められないが、「ビジネス関連発明」は、現在は、専らソフトウェア関連発明の一つと位置づけられる^{*6}。

しかも、近時は、ソフトウェア関連発明に限らず、本件のようにビジネスが「物」を利用している場合等を含め、人間の精神活動や判断作用が含まれる発明について「全体として」自然法則の利用が争われる裁判例も増えている^{*7}。

ただし本規範は、発明の外延を拡大するが、一義的に明確でなく適用如何で結論が異なる可能性に留意を要する。

3. 本判決の認定一本判決と異議決定との異同

本判決と異議決定は、同じ本規範に基づきながら、異なる結論を導いており、前提として以下の認定の相違が存する。

(1) 技術的意義

本件特許発明1の技術的意義を、異議決定は「飲食店における店舗運営方法、つまり経済活動それ自体に向けられたもの」と捉えたのに対し、本判決は「札、計量機及びシール(印し)という特定の物品又は機器(本件計量機等)」に技術的意義を見だし、これが結論を異にした原因となっている。

(2) 前提となる考慮要素(課題・構成・効果)

上記の相違は、技術的意義の考慮要素である(i)「技術的課題」(ii)「その課題を解決するための技術的手段の構成」(iii)「その構成から導かれる効果」の捉え方に由来する。

この点、(i)技術的課題が「お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供する」点は、異議決定と本判決で共通する。

もっとも、(ii)技術的手段の構成については、①構成要件Aで規定されるステーキの提供方法(本件ステーキ提供方法)を実施する構成および②構成要件B～Fに規定された「札」「計量機」「シール(印し)」(本件計量機等)を備える構成であることに争いはないが、異議決定は①本件ステーキ提供方法を中心に「課題を解決するための技術的手段の構成」を論じたのに対し、本判決は(①は実質的な技術的手段を提供するものでなく)②本件計量機等が下記(iii)の「効果との関係で技術的意義を有する」と判示した。

なお、(iii)「その構成から導かれる効果」については、異議決定は、上記(i)技術課題と同様に解するのに対し、本判決は、本件計量機等が「他のお客様の肉との混同を防止する」という効果を有するとした。

(3) 「物」ないし「システム」の理解

上述のように、本判決は「特定の物品又は機器(本件計量機等)」に技術的意義を見だしたのに対し、異議決定は本件計量機等は「物が持っている本来の機能の一つの利用態様を示されているのみであって、これらの物を単に道具として用いることが特定されるに過ぎない」として、「ステーキの提供システム」という「システム」の語も「社会的な『仕組み』(社会システム)を特定しているものに過ぎない」と捉えたため、最終的な技術的意義の理解にも相違が生じた。

4. 本判決の認定についての検討

(1) 「技術的意義」の認定の在り方(前記3(1)(2)参照)

本判決は、「『札』、『計量機』及び『シール(印し)』は、本件明細書の記載及び当業者の技術常識を考慮すると、いずれも、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義を有すると認められる」(下線引用者)と述べる。

この点、「発明」は技術的效果を生じるものであり、効果に着目して発明該当性を論じる重要性は指摘のとおりである。

もっとも、「技術的意義を有する」との意味は必ずしも明らかでない。本判決は「技術」の定義や規範を示しておらず、本規範では(i)「課題」(ii)「構成」(iii)「効果」等の「技術的意義に照ら」して全体として発明該当性を論じており、技術的意義の有無それ自体は論じていないようにも見える。

また、「効果との関係で技術的意義を有する」とあるが、ここでは、そもそも(iii)「効果」として「その構成から導かれる効果」を論じていたはずであり、効果の内容を吟味せずに、効果と構成の因果律のみを論じるのであれば、発明該当性が広く認められかねない点には留意が必要であろう。

この点において、本判決で判断されなかった「取消事由2」で言及されていた対訳辞書事件^{*8}における「効果の反復継続的実現」という規範も想起される。同判決は「人間……に自然に具えられた能力のうち……子音に対する高い識別能力という性質を利用して……英単語の意味を見いだせるという一定の効果を反復継続して実現する方法を提供する」として発明該当性を認めた^{*9}。本件訴訟の取消事由2では、Xは「人間に……自然に備わった能力のうち、番号に対する識別能力が高いという性質を利用することによって……『他のお客様のものとの混同が生じない』ように提供する、という一定の効果を反復継続して実現するための方法を示している」と上記裁判例をさらに拡大して適用する旨主張するが、「効果」のみ重視し、効果の内容を広く解すれば、発明該当性が過度に広がる可能性もある。

他方、異議決定では、発明の本質が何に「向けられた」ものか論じているが^{*10}、基準としては必ずしも明確ではなく、もし「課題」のみを重視するのであれば妥当ではあるまい。

思うに、発明該当性は、一義的基準で論じるのは難しく、「自然法則を利用した技術的思想」が課題解決の具体的かつ主要な手段として提示されているか等^{*11}、(i)「課題」(ii)「構成」(iii)「効果」等を丁寧に総合考慮する必要がある。

例えば、本件発明の課題や効果は「お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供する」「他のお客様の肉との混同を防止する」など一見技術性とは関係のないようにも見えるが、「自然法則の利用」の目的は問わないと解されている^{*12}。例えばゲーム機^{*13}やコンピュータとインターネットを使用するビジネスモデル^{*14}の発明など人為的取り決めの実行や精神活動の支援の手段であっても、それを実行する手段である機器やシステム等に自然法則が利用されていれば、その手段について発明が成立する。すなわち、このように「構成」を含めた全体的考察が必要となる。

他方、「情報の単なる提示」等は「技術思想」たり得ないと解されている^{*15}。ここに「情報の単なる提示」とは「提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするもの」をいい、情報の提示（提示それ自体、提示手段、提示方法等）に技術的特徴のあるもの^{*16}は、これに該当しないとされる。発明該当性は、専ら「自然法則の利用」の要件において論じられることが多いように見受けられるが^{*17}、発明の外延が不明瞭な今日、併せて上記「技術的思想」の要件から改めて吟味する必要もあろう。

(2) 本件「システム」発明の認定（前記3(3)参照）

本判決は「札、計量機及びシール（印し）」という特定の物品又は機器（装置）からなる本件計量機等に係る構成」に技術的意義を認めて発明該当性を認めた。

本件特許発明1は「ステーキの提供システム」と記載され、実務上は「システム」は「物の発明」と解されている^{*18}。とすれば、本判決は「物の発明」であることを前提にしており、本件発明は、「札」「計量機」および「シール（印し）」から成る集合体で、ある意味で「組物」のような発明と解されよう。

ただし、以下のような疑問も存する。

① 「物」の発明と「方法」の発明

まず異議決定も指摘するように、本件発明は一見「ステーキ提供方法」を中核とする発明にも見えることである。

これは、本件特許の特殊性として、出願時は純粋なビジネス方法発明であり（構成要件A参照）、その後システム発明に補正されたが（構成要件B～D追加等）^{*19}、依然として方法に係るクレーム文言が残っているからであろう。

また、上記補正の際、出願人は「特定のステップからなるステーキの提供方法を実施する手段である方策（システム）が種々記載されていることを根拠として行った」と理由を述べているが、「方策」とは「方法」のようにも見える。

なお、システムの発明は「物」の発明と推認されるが、発明の実質的内容に則して検討を示唆する裁判例も存する^{*20}。

ただし、実務上は「物」の発明と扱われており（カテゴリー変更による補正要件違反はさて置き）次の点が問題となろう。

② メルクマールとしての「単なる道具」

本判決は、「『札』、『計量機』及び『シール（印し）』は……物の本来の機能の一つの利用態様が特定されているにすぎないとか、人為的な取決めにおいてこれらの物を単に道具として用いることが特定されているにすぎないということとはできない」と判示しており、異議決定と対照的である。

このような「単なる道具」「本来の機能」等の基準は審査基準や裁判例でも言及されており^{*21}、テレビの本来の利用形態にすぎない配置、一般的なコンピュータを利用したデータベース、数式演算装置自体に技術的思想の創作が認められないアルゴリズム等は発明該当性が否定される。

この点、本件発明の構成で（新規性・進歩性の問題はさて置き）「単なる道具」を超えた特徴たり得るのは「計量機」であろう。「上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力する」（構成要件E）というある意味で特殊な構成を有するからである^{*22}。

他方、「札」や「シール（印し）」は、特に単体では、前記(1)で言及した（発明たり得ない）「単なる情報の提示」や「本来の機能」を果たしているにすぎないようにも見受けられる。ただし、本件発明は上記「計量機」を中核としつつも、3つ全てを含め「システム」発明と構成されている（下記参照）。

③ 「システム」の発明

本判決は、これらは「単一の物を構成するものではないものの……いずれも、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義を有する」と述べる。

実務上は「システム」発明は一体として「物」の発明と扱われるが、果たして文言上はそもそも「システム」（複数の要素が有機的に関係しあい、全体としてまとまった機能を発揮している要素の集合体^{*23}）たり得るであろうか。

この点、ソフトウェア関連発明においては、ソフトとハードの協働を前提に、全体がコンピュータに基づいて関係しあって機能を発揮するものについて発明該当性が認められる^{*24}。他方で、本件のようなビジネスに用いられる「物」については、人の関与が不可欠であり、自動制御等も行われるわけではないが、もしビジネス方法のクレーム文言を「システム」に改めただけで「物」の発明として広く発明該当性

が認められるのであれば疑問の余地もあろう。

ただし、本判決において本件特許により保護されるのは、結局、かかる特殊な「計量機」のみならず、「札」「シール(印し)」がそろった、より限定的な構成である。うがった見方かもしれないが、本判決は、これらの「物」がそろった場合のみに権利対象となるという、極めて狭い権利範囲を画することで、バランスを図っているようにも思われる。

5. 残された課題—発明該当性要件の今日的意義

発明概念の外延については、いわゆる「ビジネス特許」の騒動の時期には、特許法2条1項改正論や定義規定削除論の議論も盛んに行われた。しかし、昨今そのような議論はあまり見られず、「発明」の定義に一定の意義を認める見解が支配的といわれる^{※25}。この点、技術の多様化する今日だからこそ特許法の目的に鑑み、発明の奨励(特許法1条)に適するか否か政策的判断が重要になることも考えられよう。

特に米国では特許適格性(米国特許法101条)が重要な問

題となり、プロパテントにより顕在化した弊害(特許の質の低下・濫用的行使)に鑑みて、近時は厳格に判断される^{※26}。

これに対し、欧州では、ソフトウェア関連発明等においては、発明に技術的特徴が求められるが、事実上発明該当性に先立って進歩性判断において「技術的貢献」が審理される。したがって発明該当性はあまり問題とならないが、進歩性判断を経た特許成立範囲は狭い^{※27}。

わが国では、米国ほど特許制度や特許適格性について問題は顕在化していない。とすれば、本件のような問題は、発明該当性ではなく、進歩性等の要件で判断すべき事案のようにも思われる。しかしながら、欧州と異なりわが国の進歩性判断は緩く、近時の無効審判における無効率も低い^{※28}。とすれば、発明奨励に直結せず不当な独占^{※29}を招くような場合には、むしろ発明該当性の要件で範囲を画する政策判断もあり得よう。本判決は特殊な特許発明に係る事例判決であったが、今後のさらなる裁判例の蓄積や議論がまたれる次第である。(もんや たかとし)

- ※1) 知識ベースシステム事件(知財高判平26・9・24)、暗記学習用教材事件(知財高判平27・1・22)、省エネ行動シート事件(知財高判平28・2・24)等参照。
- ※2) 中山=小泉・新注解特許法(2版)上巻13頁等参照。従前の「自然法則の利用」に関する裁判例として、欧文字単一電報隠語作成方法事件(最判昭28・4・30)、電柱広告方法事件(東京高判昭31・12・25)、電子鏡台姿見事件(東京高判昭61・2・12)、貸借対照表事件(東京地判平15・1・20)等参照。
- ※3) 紋谷・知的財産権法概論23頁、渋谷・特許法26頁等参照。
- ※4) 前出注3)渋谷、中山・特許法(3版)105頁等参照。
- ※5) 知野・特許・実用新案の登録要件(高部編『知的財産権訴訟I』149頁)等参照。
- ※6) 特許庁・特許・実用新案審査基準第Ⅲ部第1章2.2、特許・実用新案審査ハンドブック附属書B第1章参照。
- ※7) 前出注6)審査基準第Ⅲ部第1章2.1.4。「自然法則の利用」に関する、ソフトウェア関連発明以外の裁判例について、肯定例として、切り取り線付き葉袋事件(知財高判平19・10・31)、対訳辞書事件(知財高判平20・8・26)、否定例として、偉人カレンダー事件(知財高判平25・3・6)、前出注1)暗記学習用教材事件・省エネ行動シート事件等参照。なお、ソフトウェア関連発明に関する裁判例について、肯定例として、双方向歯科治療ネットワーク事件(知財高判平20・6・24)、否定例として、回路シミュレーション方法事件(東京高判平16・12・21)、ビット表現生成方法事件(知財高判平20・2・29)、前出注1)知識ベースシステム事件等参照。
- ※8) 前出注7)対訳辞書事件参照。
- ※9) 田村・知的財産法(5版)194頁など批判も存する。
- ※10) 前出注7)双方向歯科治療ネットワーク事件、前出注1)暗記学習用教材事件・省エネ行動シート事件等参照。
- ※11) 前出注7)対訳辞書事件・偉人カレンダー事件等参照。
- ※12) 前出注3)渋谷23頁等参照。

- ※13) 遊戯具事件(知財高判平21・6・16)参照。
- ※14) 前出注7)双方向歯科治療ネットワーク事件参照。
- ※15) 前出注6)審査基準第Ⅲ部第1章2.1.5(2)参照。
- ※16) ビデオ記録媒体事件(東京高判平11・5・26)参照。
- ※17) 前出7)対訳辞書事件等参照。なお、前出注4)中山105頁は「自然法則の利用と技術的思想という要件は、事実上分離不可能であり、両者一体として発明の要件と考えれば足りよう」と述べる。
- ※18) 前出注6)審査基準第Ⅱ部第2章第3節2.2(3)a参照。
- ※19) 平成27年11月26日付意見書および同日付手続補正書参照。
- ※20) インターネットを利用した身体関連商品の購入システム事件(東京高判平16・9・6)参照。
- ※21) 前出注6)ハンドブック附属書B第1章[事例2-7]、前出注2)電子鏡台姿見事件、前出注1)知識ベースシステム事件、前出注7)ビット表現生成方法事件等参照。
- ※22) ただし、「テーブル番号」は手入力されるにすぎないなど疑問の余地もある。
- ※23) 新村編・広辞苑(7版)1283頁。
- ※24) 前出注7)双方向歯科治療ネットワーク事件参照。
- ※25) 平嶋「特許法の役割機能から見た発明保護の対象範囲」日本工業所有権法学会年報40号112頁等参照。
- ※26) Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l, 134 S.Ct. 2347(2014)等参照。ただし、最近は同判決後の裁判例の蓄積に基づいてガイドラインが作成され、やや拡大傾向も見受けられる(USPTO, 2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance等参照)。
- ※27) EPO, Guideline for Examination (Part G)等参照。
- ※28) 特許庁・特許行政年次報告書2018年版等参照。
- ※29) 前出注9)田村も「人間の行動の自由を過度に制約する」場合等には発明該当性を否定すべきことを示唆する(なお同・法学教室252号13頁参照)。